

令和 7 年度琉球大学法科大学院
C 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 1

民法〔全 450 点中 150 点〕

令和 7 年 1 月 25 日（土曜日）
9 時 30 分～11 時 00 分（90 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 6 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題 1】

次の事例を読んで、以下の設問に答えよ。

法律の適用については、全て現行法の条文の適用があるものとする。

【事例】

XはAから1000万円を借受け、担保としてX所有の甲不動産に抵当権を設定することとし、登記手続のため甲不動産の登記識別情報を記載した書類一式、白紙委任状及び印鑑証明書をAに交付した。ところが、Aは、金融を得る目的で、前記登記識別情報を記載した書類一式、白紙委任状及び印鑑証明書をBに交付した。

Bは、Yから2000万円を借り入れるに際して、Xから何の委任も受けていないのに、前記登記識別情報を記載した書類一式、白紙委任状及び印鑑証明書をYに示し、自分はXの友人で承諾を得ていると偽り、Yとの間で、BのYに対する2000万円の金銭消費貸借契約に基づく債務の担保として、甲不動産に債務額2000万円の抵当権を設定した。

【設問】

Xが、Yに対し、甲不動産への抵当権設定登記抹消登記請求訴訟を提起した場合、Xの請求は認められるか、法的問題を検討しつつ論じなさい。

【問題 2】

次の事例を読んで、以下の設問にそれぞれ答えよ。

法律の適用については、全て現行法の条文の適用があるものとする。

【事例】

甲土地はY 1 が、甲土地上の乙建物はY 1 の父親であるAがそれぞれ所有していた。2013年6月、甲土地について、Y 1 を債務者、Bを抵当権者とする抵当権（P 抵当権）が設定されその旨の登記がされた。

Aは、2018年6月死亡し、Aの子供であるY 1、Y 2 及びY 3 が乙建物を相続し乙建物の共同所有者となった（持分は各3分の1）。

2022年6月、甲土地について、Y 1 を債務者、Dを抵当権者とする抵当権（Q 抵当権）が設定されその旨の登記がされた。

【設問 1】

その後、2022年10月、P 抵当権が消滅し、抹消登記が行われた。

その後、Q 抵当権が実行され、2024年10月1日、Xが甲土地を競売により買受け、所有権を取得した。

Xが、所有権に基づき、乙建物所有者であるY 1、Y 2 及びY 3 に対し、乙建物収去甲土地明渡請求を提起した場合、Xの請求は認められるか法的問題を検討しつつ論じなさい。

【設問 2】

本事例において、設問 1 とは異なり、P 抵当権は解除されておらず、P 抵当権が実行され、Xが甲土地を競売により取得したとする。

この場合において、Xが、Y 1、Y 2 及びY 3 に対し、乙建物収去甲土地明渡請求を提起した場合、Xの請求は認められるか法的問題を検討しつつ論じなさい。

【出題意図】

事例１は白紙委任状の転得者が委任状を濫用した場合、１０９条の代理権授与表示となるかという問題であり、最判昭和３９年５月２３日の事案に基づく問題です。

事例２は、法定地上権に関する問題であり、最判平成１９年７月６日、最判平成２年１月２２日との相違についての理解を問うと共に、共有不動産と法定地上権の成立についての判例の知識を問う問題です。

【採点基準】

第１ 事例１について（配点：５０点）

第２ 事例２（配点１００点）

以上

令和 7 年度琉球大学法科大学院
C 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 2

刑法〔全 450 点中 100 点〕

令和 7 年 1 月 25 日（土曜日）
11 時 20 分～12 時 20 分（60 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

C 日程入試 刑法

【問題】 以下の【事案】を読んで、【設問 1】～【設問 3】を答えなさい。

【事案】

X は強盗目的で、V が死んでも構わないと思い、V を強く殴打した。V は転倒し地面に頭を強くぶつけ、V は即死した。X が V を殴打し、死亡したところに、X の友人 Y が偶然通りかかった。X は Y に「良いところに来た。こいつから金目の物を奪うのを手伝って欲しい。」と言い、Y は X に「分かった。」と伝え、X とともに V の財布や時計を奪った。

【設問 1】 Y の罪責について、強盗殺人罪の共同正犯が成立するという立場から、同罪が成立することを説明しなさい。

【設問 2】 Y の罪責について、窃盗罪（窃盗罪が成立することに自体については本問では回答する必要はない）の共同正犯が成立するという立場から、同罪が成立することを説明しなさい。

【設問 3】 Y の罪責について、共犯の処罰根拠を踏まえたうえで、あなたの考えを論じなさい。

【出題趣旨】

主たる問題として、承継的共同正犯について、設問 1 では肯定説からの説明、設問 2 では否定説からの説明をしていただきたい。その上で、設問 3 では、自らの考えに立って論じていただきたい。

【配点】

設問 1	承継的共同正犯肯定説からの説明 (1) 肯定説の説明など (15 点) (2) あてはめ (15 点)	30 点
設問 2	承継的共同正犯否定説からの説明 (1) 否定説の説明など (15 点) (2) あてはめ (15 点)	30 点
設問 3	自らの立場からの説明 (1) 共犯の処罰根拠 (10 点) (2) 自らの立場からの説明など (15 点) (3) あてはめ (15 点)	40 点

令和 7 年度琉球大学法科大学院
C 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 3

憲法〔全 450 点中 100 点〕

令和 7 年 1 月 25 日（土曜日）
13 時 15 分～14 時 15 分（60 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

次の【会話】を読んで、「設問」に答えなさい。

【会話】

- 甲 A県B市C地区は市内中心部に立地し、飲食店街や歓楽街もあり、賑わっています。私はC商店街の会長をしていますが、C地区には住宅街もあって、私も自分の店舗の上に住んでいます。C地区は、現在、課題を抱えています。風俗営業店舗のチラシや割引券をおいて情報提供する風俗案内所が、新たに、B市立C小学校に通う児童が多く登校する通学路上に設置されたのです。建物にポスターが貼られ、看板が路上に設置され、風俗案内所の従業員が風俗店のチラシを配っていますが、どれも性的要素が強調されています。それらが小学校に通う児童の目にふれることは、悪影響があると思います。
- 乙 風俗案内所の店員が通行人に競うようにチラシ配布を行っており、環境の悪化を実感する近隣住民からの苦情は、私も聞きました。風俗案内所に対して必要な規制を行うことで、A県の青少年の保護育成環境をまもっていくことは大事ですね。A県風俗案内所規制条例（以下、「本件条例」という。）の改正は、前向きに考えています。
- 甲 乙議員、本件条例の改正でぜひ実現してほしいのは、本件条例案の24条と26条です。学校を中心とした半径200m以内の「特別規制区域」を指定して、特別規制区域内で風俗営業所に関する広告物（看板、立看板、ポスター等）を外部から認識可能なかたちで掲示する行為、風俗案内所の印刷物（ビラ、チラシ等）を配布する行為、この2つの行為をそれぞれ禁止して、違反する事業者には罰則を科すことです。
- 乙 風俗案内所の広告物掲示の原則禁止と路上での風俗案内に関する印刷物配布の原則禁止をしたい事情はわかりました。ただ、接待飲食等営業などの風俗営業の場合、A県風営法施行条例によれば、学校などの保全対象施設の敷地の周囲50mの区域内での営業所の設置に、制限がかけられています。風俗営業所の距離制限が50mであることに比べると、保全対象施設から200mの区域内にある風俗案内所に規制をかけるというのは、バランスがおかしいという批判が出ないか、懸念がないわけではありません。
- 甲 乙議員、特別規制区域内での風俗案内所の営業が禁止されていない点を、ぜひ強調してください。
- 乙 もともと「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」が風俗営業及び性風俗関連特殊営業の広告宣伝を禁止し、罰則を導入したことが原因で、風営法の規制対象外となる風俗案内所が登場した経緯があります。対策を急ぎましょうか。私の所属する県議会会派の賛成があれば、次の議会で改正はできるはずです。

〔設問〕 特別規制区域に指定される見通しの地域で、キャバクラの接待飲食等営業の店舗を案内する風俗案内所（小学校から半径200m）を営業していたXは、改正後の本件条例によって自らの風俗案内所が規制の対象になる可能性が高いと考えた。そして、本件条例は、風俗案内所としての表現行為を規制するものと考え、顧問弁護士と訴訟も視野に入れて、対策を検討することにした。あなたがこの顧問弁護士であるとして、①上記のXの観点に加えて、②規制を行うA県の観点にも立って、本件条例が違憲といえる理由、合憲といえる理由について、それぞれ検討しなさい。

なお、憲法94条の条例制定権の範囲・限界については論じる必要はない。

〔資料〕

A県風俗案内所規制条例＜改正案＞

（目的）

第1条 この条例は、A県における風俗案内所の設置に関して必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成のための生活環境を確保し向上させることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

（3）利用者 風俗案内所を利用して接待風俗営業又は性風俗営業に関する情報の提供を受けようとする者をいう。

（4）風俗案内 次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 利用者の求めに応じ、接待風俗営業又は性風俗営業に係る次に掲げる事項に関する情報を提供すること。

（ア）客が受けることができるサービスに係る時間、料金、方法等の内容

（イ）利用者が示す条件に合致する内容のサービスを提供する営業に関する名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

イ 接待風俗営業又は性風俗営業の客になろうとする者を、当該営業の営業所若しくは受付所（当該営業の役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。）又は当該営業を営む者が指定する場所に案内すること。

ウ 接待風俗営業又は性風俗営業の客になろうとする者に対し、接待風俗営業若しくは性風俗営業を営む者又はこれらの代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）と待ち合わせるための場所を提供すること。

（5）風俗案内所 風俗案内を業として行う施設であつて、不特定の者が出入りすることができるものをいう。

（6）事業者 風俗案内所を営む者をいう。

（7）青少年 18歳未満の者をいう。

（特別規制区域）

第3条 県は、次に掲げる施設の敷地から200メートル以内の区域を特別規制区域に指定し、青少年の育成環境の保全のため、必要な措置をとるものとする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

（3）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

（4）博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館

（5）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所

（略）

（風俗案内所の禁止行為）

第24条 事業者は、特別規制区域において、その営業につき、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

（1）特別規制区域において、性風俗営業に関し、不特定の者に対し、利用者となるよう勧誘する広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、

はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。)を表示すること。

(2) 特別規制区域において、性風俗営業に関し、不特定の者に対し、利用者となるよう勧誘するビラ等(ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画をいう。以下同じ。)を頒布すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、特別規制区域における人の住居、店舗等の建物その他の工作物にビラ等を配布し、又は差し入れること。

2 前項の規定は、風俗案内所の内部で、公衆に表示されない状態で広告物を表示する場合については、適用しない。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(略)

(2) 第24条第1項の規定に違反した者

A 県風営法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(風俗営業の制限地域)

第3条 法第4条第2項第2号にいう「良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要がある」として風俗営業の営業所の設置を制限する「都道府県の条例で定める地域」は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

(1) (略)

(2) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するものをいう。)、図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定するものをいう。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。))又は診療所(医療法第1条の5第2項に規定する診療所で、患者を入院させるための施設を有するものをいう。以下同じ。)(以下「保全対象施設」という)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲50メートルの区域内の地域

【出題趣旨】

本問は、広告物を掲示し、ビラ等を頒布・配布する行為が本件条例によって規制される状況を起点に論じさせることをねらいとした、京都府風俗案内所規制条例事件（最一小判平成 28 年 12 月 15 日）を題材とする問題である。X は、「表現行為」に関する憲法上の保護を問題にしていることを問題文で明らかにした。広告物掲示とビラ等配布と、各行為は周辺環境や青少年に悪影響を及ぼす程度・態様を異にする可能性があり、個別に検討した答案をより高く評価する。

【採点基準】

① X 側の観点を踏まえた、本件条例の違憲性についての検討 60 点

(1) 広告物 (30)

風俗案内所の広告物の掲示が「表現」として保障されること（条文解釈を含む）

条例により、広告物掲示にかかる表現の自由がいかに制約されるかの検討

違憲性の判断枠組みの提示

上記判断枠組みへの当てはめ・評価

(2) ビラ等配布 (30)

ビラ等の配布が「表現」として保障されること（条文解釈を含む）

条例により、ビラ等配布にかかる表現の自由がいかに制約されるかの検討

違憲性の判断枠組みの提示

上記判断枠組みへの当てはめ・評価

② A 県の観点を踏まえた、本件条例の合憲性についての検討 40 点

本件条例により得られる利益（青少年保護）の検討

風俗案内所の広告物の掲示による害悪の検討

風俗案内所のビラ等の配布による害悪の検討

特別規制区域での性表現規制の合理性、必要性などの検討

令和 7 年度琉球大学法科大学院
C 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 4

商法〔全 450 点中 50 点〕

令和 7 年 1 月 25 日（土曜日）
14 時 35 分～15 時 05 分（30 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 3 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

令和7年度法務研究科入試C日程問題 商法 30分 50点

【問題】 次の文章を読み、〔設問〕に答えなさい。

Y株式会社は取締役会設置会社であり、会社法上の公開会社であり、種類株式発行会社ではない。Yは、令和7年1月20日に株主総会（以下、「本総会」という。）を開催し、Yの発行済株式総数1万株のうち決議に加わった6000株の満場一致により、Aを取締役として選任する決議を行った。しかし、本総会を開催するにあたっては、取締役7名のうち2名しか出席していない取締役会でその招集が決定され、招集の通知期間が法定の期間より2日不足していた。

Yの株式500株を有する株主Xは、本総会でなされた取締役の選任決議は違法であり、その効力は否定されるべきであるとして訴えを提起した。

〔設問〕 Xの訴えが認められるか否かについて論じなさい。

【出題趣旨】

株主総会の招集手続に違法がある事例について、株主総会決議取消の訴えが認められるか否かを検討させることにより、会社法上の重要問題について事案に即して適切に論じることのできる能力を測定する。

【採点基準】

1. Xの訴えが本総会の招集手続の法令違反（831条1項1号）に基づき本総会の決議の取消を請求するものであることの指摘（5点）
2. 招集手続の法令違反の内容を指摘していること（20点）
3. 招集手続の法令違反が重大であることの指摘（10点）
4. 831条2項（裁量棄却）が適用されないことの指摘（10点）
5. Xの訴えが認められる旨の結論を示していること（5点）

令和 7 年度琉球大学法科大学院
C 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 5

民事訴訟法〔全 450 点中 50 点〕

令和 7 年 1 月 25 日（土曜日）
15 時 10 分～15 時 40 分（30 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 3 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

C日程【問題】

以下の【事例】を読み【設問】に答えなさい。

【事例】

Xは、Yに対して300万円の売買代金債権（甲債権）を有すると主張して、その支払を求める訴えを提起した（前訴）。Yは、Xに対して有する500万円の損害賠償債権（乙債権）と相殺する、と主張した。裁判所は、300万円の甲債権の存在及び400万円の乙債権の存在を認定した上で、甲債権は乙債権との相殺により消滅したとして、Xの請求を棄却する判決を言い渡した（この判決はその後確定した。）。

その後Yは、Xに200万円の支払を求める訴えを提起し（後訴）、乙債権は当初は500万円存在したが、相殺後も200万円の債権が存在すると主張した。それに対してXは、前訴判決によれば、乙債権の当初額は400万円で、相殺後の残額は100万円にすぎず、Yのそのような主張は既判力に抵触し許されない、と主張した。

【設問】

Xの主張は正当か（なお答案には、既判力の定義、目的、作用及び客観的範囲の説明も含めること。）。

【出題趣旨】

民事訴訟法114条2項の意義を問う問題である。答案においては、既判力に関する基礎理論（既判力の定義、目的、作用及び客観的範囲）を確認した上で、設例の事案において、どのような判断に既判力が生ずるかを明らかにすることが求められる。

【採点基準】

- 1 既判力の定義、目的、作用及び客観的範囲（30点）
- 2 あてはめ・結論（20点）